

第5章 消防団員の処遇

● 消防団員の報酬

昭和22年（1947）4月30日公布施行された勅令第185号「消防団令」第14条に「消防団員の給与、服務紀律及び懲戒に関する規定は市町村が条例で定める」と規定した。

また、この規定は昭和23年（1948）3月7日に施行された「消防組織法」でも受け継がれた。

その後、昭和25年（1950）制定された「地方公務員法」において、消防団員が特別職の地方公務員として位置づけられ、さらに昭和27年（1952）「地方自治法」の改正に伴い、消防団員への報酬及び出動手当の支給が、同法203条に明文化された。

「普通地方公共団体は普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。非常勤の職員は職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」とされ、その後、昭和40年（1965）に通知された「市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則」の中で、消防団員の各階級別に年報報酬を定めることとするとともに水火災、警戒、訓練の出動区分別に出動手当の額を定めることになった。

報酬及び出動手当の額については、市町村が地域の実情に応じて定めることとされ、「狭山市消防団条例」によって定められたが、発足当時、消防団員の報酬等については、その額はほんのわずかであり、犠牲的な奉仕精神によって成立していたと言っても過言ではなかった。

消防団員は、それぞれ自分の職業を持ち、郷土や住民を火災その他の災害から護るという献身的な活動について昼夜を分かたず多岐にわたり活動し、また、平常時においても地域に密着した活動を行なっている。しかもその活動は大価を求めない奉仕の精神によるものであり、当市においては、社会情勢の変化に応じて条例を改正し、年々額の改善が行なわれ、消防団員の処遇については、十分に配慮し改善措置が講じられている。

昭和30年当時の報酬（年額）

消防団員手当年額表	
	年手当
団長	15,000 円
副団長	10,000 円
分団長	7,000 円
副分団長	5,000 円
本部長	3,000 円
副部長	2,000 円
班長	1,000 円
団員	300 円

昭和30年当時

消防団員出動手当	
	1 回
出場手当	50 円
訓練手当	50 円
警戒手当	50 円

● 団員公務災害補償等の充実

消防活動は、しばしば危険な状況のもとで遂行されるため、消防団員が公務により、不幸にも死傷する場合がある。

このため、公務により災害を受けた消防団員に対する補償については、消防組織法第 15 条の 7 によって規定されているが、昭和 30 年頃は、全国的に運用の統制がまちまちであった。

昭和 31 年 5 月 21 日政令第 33 号で「消防団員等公務災害補償等共済基金法」が制定され、消防団員及びこれに協力した者の災害補償制度を明確化した。

同年 11 月 20 日その「基金」が設立され、これによって、市町村は基金と契約して掛金を納め、基金は市町村の請求によって政令で定める一定の金額を支払うこととなった。

こうして、全国一律の消防団員の公務災害補償制度は確立した。

また、昭和 42 年 9 月 1 日、消防団員等公務災害補償等共済基金との間に消防団員退職報償金責任共済契約を締結し、多年にわたってその職務にたずさわって退職した団員に対し、その労苦に報いるための制度として退職報償金制度を確立した。

その後、社会情勢の変化や経済成長により、補償基礎額や報償金支給額の改善を図っていった。

● 消防団への表彰

表彰とは、国家、地域社会、会社等の企業体、各種団体等において、功労のあった者をほめたたえ、その功績を広く一般に知らせる

とともに、併せて、他の模範とし、かつ、他の者の士気を鼓舞することを目的として行なわれる奨励制度の一種である。特に、消防団員については、士気の高揚を図り、その労に報いるための処遇の一環として表彰制度が重要な位置を占めている。

今日、消防団員に対し国が行なう表彰制度としては叙位、叙勲、褒章などの制度がある。これらはいずれも内閣が取り扱うものであるが、これらとは別に、消防庁長官が授与する功労章、永年勤続功労章、退職消防団員報償（銀杯）等のさまざまな表彰制度が設けられている。

このように、消防関係者に対する表彰は広範多岐にわたっており、その表彰の大小や形式が異なっているが、表彰自体の精神は、いずれも、国家や地域社会における個人又は団体の功績を称揚し、もって、消防関係者の士気を鼓舞することを目的としているものである。

以下は主だった消防団が授与した表彰である。

昭和 30 年 10 月 1 日

埼玉県消防協会長から優良竿頭授を授与された。

昭和 32 年 11 月 1 日

埼玉県消防協会長から特別優良竿頭授を授与された。

昭和 34 年 2 月 1 日

日本消防協会長から竿頭授を授与された。

昭和 47 年 3 月 1 日

消防庁長官から竿頭授を授与された。

昭和 50 年 2 月 25 日

日本消防協会長から優良消防団として
表彰旗を授与される。

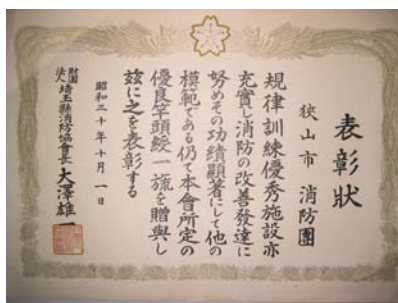
昭和 60 年 3 月 6 日

消防庁長官から表彰旗を授与された。

昭和 60 年 12 月 1 日

埼玉県都市消防連絡協議会から功績 章
を授与された。

その後も、団体・個人の表彰も数多く授与
されている。



昭和 30 年優良竿頭授受章

● 消防団員への教育訓練

急激な社会構造、経済発展に伴って、複雑
多様化する災害に適切に対応するためには、
その知識、技能の向上が不可欠であり、消防
団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防団員の教養訓練は、各消防本部におけ
る教育訓練を基本としつつ、国においては、
消防大学校、都道府県においては消防学校に
おいて実施されている。

このように、消防団員に対する教育訓練は、
国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分
担しながら、相互に連携して実施されている。

消防団員においては、平素からそれぞれの
地域特性を踏まえながら活動しているが、特
に、常に危険が潜む災害現場において、指揮
命令に基づく厳格な活動が求められる消防

団員は、職務遂行にかける使命感と旺盛な
気力が不可欠であることから、効率的かつ
安全な訓練の推進を図っている。

昭和 25 年に埼玉県消防学校が設置され、
現在は、北足立郡吹上町に本校を構え、数
多くの消防団員に対し基礎教育、幹部教育
を行い資質の向上に努めている。

平成 16 年度からは、地域の担い手とし
ての任務を自覚し、消防組織の概要及び消
防対策に必要な地域性を理解し、災害現場
では自らの安全を確保し、下命に基づく現
場活動を遂行できることを目的として、消
防団員としての実務経験が概ね 3 年に満
たない団員を対象とした、基礎教育訓練が
新たに導入された。

また、消防団初級幹部としての職責を自
覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活
動要領、安全管理の重要性について深く理
解し、地域住民に対して防災指導も行なえ
るよう、班長の階級者を対象とした初級幹
部科、さらには、消防団の中級幹部として
の職責を自覚し、消防団組織の管理運営と
活性化に係る広い知識を有し、自然災害や
大規模災害時において、消防団に期待され
る役割と効果的な防ぎよ活動のあり方につ
いて深く理解するために、部長、副分団
長及び分団長を対象に中級幹部団員への
教育を行なっている。

当消防団からも、数多くの団員が所要の
教育訓練を受け技術を修得し、地域住民の
安全確保に積極果敢に挑戦し得る実践型
の団員として、日々情熱とたゆまぬ努力を
鋭意取り組んでいる。